

令和3年度

第1回

那須塩原市・那須町採択地区協議会

議事録

<議事録作成者>

那須塩原市・那須町採択地区協議会 事務局

那須町教育委員会 指導主事

那須塩原市教育委員会 副主幹・指導主事

増子智和

福田悦子

## 令和3年度 第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会議事録

令和3年5月18日、午後3時より令和3年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会が西那須野庁舎301～303会議室において開催され、その結果は次のとおりであります。

### I 会議

#### 1 本会議に出席した委員

那須塩原市教育委員会	教育長	月井 祐二
那須町教育委員会	教育長	平久井好一
那須塩原市教育委員会	教育委員	大澤 真弓
那須町教育委員会	教育委員	菊地 厚子
那須塩原市教育委員会	学校教育課長	田崎 建文
那須町教育委員会	学校教育課長	鬼澤 努
那須塩原市PTA連絡協議会副会長 (那須塩原市立黒磯中学校PTA会長)		澁井 優二
那須町PTA連絡協議会長 (那須町立那須中央中学校PTA会長)		大森 辰徳
栃木県立那須特別支援学校長		谷口 照子
那須塩原市校長会長 (那須塩原市立三島小学校長)		深澤 桂一

#### 2 本会議の事務局員

那須塩原市教育委員会学校教育課	学校指導係長	相馬 浩二
那須町教育委員会学校教育課	学校教育係長	足助佳代子
那須塩原市教育委員会学校教育課	副主幹・指導主事	菊地はす江
那須塩原市教育委員会学校教育課	副主幹・指導主事	福田 悦子
那須塩原市教育委員会学校教育課	主査・指導主事	印南 竜彦
那須町教育委員会学校教育課	指導主事	増子 智和
那須町教育委員会学校教育課	指導主事	深沢 智美
那須塩原市教育委員会学校教育課	主事	本間奈都生

#### 3 本会議の内容

##### (1) 確認事項

- ① 教科書採択の方法について 【資料1】
- ② 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について 【資料2】
- ③ 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について 【資料3】
- ④ 教科用図書採択の経過及び今後の予定について 【資料4】

##### (2) 議 事

- ① 教科用図書選定・採択の基本方針について 【資料5】
- ② 教科用図書選定・採択の手順について 【資料6】
- ③ 教科用図書採択関係事務日程について 【資料7】
- ④ 教科用図書選定委員会調査員について (非公開事項) 【資料8】
- ⑤ 第2回採択地区協議会における調査員からの報告、協議等の日程について 【資料9】
- ⑥ 令和2年度採択決算報告 【資料10】
- ⑦ 令和3年度予算(案)について 【資料11】
- ⑧ その他

## II 議事録

### 1 開 会

事務局： 令和3年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会を開催する。本協議会規約第12条第1項による定足数を満たしているので、会議が成立することを報告する。

### 2 あいさつ

那須塩原市・那須町採択地区協議会長 月井 祐二

本日は、令和3年度第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会にお集まりいただいたことに感謝する。

教科書採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によって、採択の手續が行われている。

平成26年4月の法改正により、那須塩原市と那須町の2市町が共同で採択業務を行うこととなった。本協議会が発足して7年が経過し、本年度は、会長を月井が、副会長を平久井教育長が務めさせていただく。

相互に協力し、公正性を確保しながらより良い教科書を選定できるように進めたい。

教育に関する識見をもち、各分野で活躍している皆様に協議会委員を快くお引き受けいただいたことに感謝する。教科用図書の選定は、各自治体の重要な業務として位置づけられており、公正かつ適正に採択が執り行われる上で、本協議会が大きな意味をもつものである。皆様の適切な御協議によって、分かりやすく学びやすい教科書が公正に採択されるように協力をお願いしたい。

本年は、特別支援学級用教科用図書の選定である。できるだけ児童生徒の発達段階に合った教科用図書を供給するという意味から、毎年採択替えを行っている。皆様方には、そのような観点を踏まえながら、両市町の小・中・義務教育学校の特別支援学級の児童生徒が使用する教科用図書・一般図書の選定をお願いしたい。

また、教科書の採択については、公平公正を期すことが強く求められている。我々も十分秘密の保持に努めるが、皆様もその趣旨に添った適切な採択事務が滞りなく行われるように協力をお願いしたい。

7月の回は、調査員会の調査結果を踏まえ、選定を行う。皆様には引き続き御協力をお願いしたい。

### 3 出席者紹介

名簿順に自己紹介

#### 4 令和3年度 協議会の組織、委員会の確認

事務局： 資料2の説明。

規約第4条により、本協議会は委員11名をもって組織する。委員については、第5条に該当する方々に委嘱する。任期は1年で、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

また、本協議会の会長及び副会長は、規約第7条第2項により、両市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会の教育長となっているので、本年度は那須塩原市教育委員会月井祐二教育長が会長に、規約第7条第5項会長の指名するところにより那須町教育委員会平久井好一教育長が副会長となった。事務局・庶務については規約第10条により、本年度は那須塩原市教育委員会学校教育課が中心となる。

#### 5 確認事項

##### (1) 教科書採択の方法について【資料1】

事務局： 資料1についての説明。

###### 1 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することで、その権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にある。つまり、市・町立の小中学校等で使用される教科書については、当該市町教育委員会に採択の権限がある。

###### 2 採択の方法

適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会が採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっている。最終的には、採択権者が都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で1種目について1種類の教科書を採択することとなる。

###### 3 共同採択

那須塩原市と那須町は平成27年度から「那須塩原市・那須町採択地区」を設け、共同で教科書の採択を行っている。

##### (2) 那須塩原市・那須町採択地区協議会規約について【資料2】

事務局： 資料2 協議会規約についての確認。

第1条、本日の協議会の大きな役割は、那須塩原市・那須町採択地区内の市・町立の小・中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書採択について協議を行い、その結果を教育委員会に通知すること。そのために、第4章第16条第1項～第3項に規定する調査員会を組織し、調査員を委嘱して、採択事務を補佐することとする。調査員の任命・委嘱等については、後ほど提案する。

会長： 規約（案）について承認を諮る。

委員： 全会一致で承認

会長： 全会一致で承認された。（案）の文字を削除願いたい。

##### (3) 那須塩原市・那須町採択地区協議会運営要領について【資料3】

事務局： 資料3について説明。

採択地区協議会規約第12条第3項「運営に必要な事項」が、この「採択地区協議会運営要領」になる。協議会及び調査員会の運営における、「会議の非公開」「傍聴」「開示」について提案する。非公開事項について、協議

会規約に定めるものの他、調査員の承認、調査員会、希望調査の結果説明については、公正確保の観点から、非公開とする。

傍聴について、開示については、要領（案）に定めた方法で行いたい。  
以上の点で協議をお願いしたい。

- 会 長： 時間をとって内容の確認後質問を受ける。  
委 員： 質問なし。  
会 長： 承認を諮る。  
委 員： 全会一致で承認。

(4) 教科用図書採択の経過及び今後の予定について

事務局： 資料4について説明。

今年度は小・中・義務教育学校の特別支援学級用の教科書の採択の年度となる。毎年の採択替えとなることを確認。

- 会 長： 質問を受ける。  
委 員： 質問なし。

6 協議事項

(1) 教科用図書選定・採択の基本方針について【資料5】

事務局： 資料5について説明。

それぞれの項目ごとに要点の説明。

1 選定・採択の基本

選定に当たっては、県教育委員会の調査研究資料及び教科書展示会により、すべての教科用図書について十分調査研究するとともに、実際に使用する学校の教職員の意見や希望を反映させて、公正、適切な考察のもとに那須塩原市・那須町両市・町の小・中・義務教育学校の実情に即して、選定に当たることになっている。

2 選定・採択の公正確保

採択の公正を確保するために十分配慮し、厳重に注意して選定に当たる。  
また、調査員の選任に当たっても公正を期する。

3 選定・採択の方法

文部科学省 教科書目録に掲載された教科書の中から選定する。

ただし、学校教育法 附則第9条に規定する、いわゆる特別支援学級用の教科書については、この限りではない。

4 本年度採択する令和4年度 使用教科書

小・中・義務教育学校 特別支援学級用の教科書となる。

5 調査員の組織及び運営について

調査員をおく種目及び調査員数は、次の表のとおり、特別支援学級に関して、小学校・中学校それぞれ3名とし、合計6名を予定。なお、調査作業の充実を図るために、栃木県教科用図書選定審議会において調査員に委嘱された方については、本協議会の調査員として優先的に委嘱する。

6 採択の希望調査の実施

採択地区内の特別支援学級のある小・中・義務教育学校には、採択希望調査を実施し、提出された希望調査結果を調査員の資料として活用する。

7 選定・採択に関する日程

この点については、この後提案する。

- 8 那須塩原市・那須町 採択地区協議会の経費  
委員及び調査員への謝金や旅費等の経費は、協議会が負担する。  
以上検討をお願いします。

会 長： 承認を諮る。  
委 員： 全会一致で承認。  
会 長： 全会一致で承認された。（案）の削除願いたい。

(2) 教科用図書選定・採択の手順について【資料6】

事務局： 資料6について説明

この後2回の調査員会の後、第2回目の協議会を開催し、そこで選定作業を行い、その内容を両市町教育委員会に通知する。

補足として、法律により、使用する前年度の8月31日までに採択を行わなければならない。事務手続上、両市町教育委員会は7月中にそれぞれの教育委員会において採択を決定することとなる。

以上、選定・採択の手順について検討をお願いします。

会 長： 承認を諮る。  
委 員： 全会一致で承認。  
会 長： 承認されたので（案）の文字を削除願いたい。

(3) 教科用図書採択関係事務日程について【資料7】

事務局： 資料7について説明。

資料の日程で選定を進める。6月1日から6月30日にかけて教科書展示が開催される。

各学校に「採択希望調査票」を配布し、第2回の調査員会までには回収し、調査資料とする。展示会場は、那須塩原市図書館みるる内の教科書センターに加え、那須展示会場として、那須町役場でも展示予定である。

7月13日に第2回の採択地区協議会を開催し、調査員からの報告を受け、教科書の選定を行う。会場は那須塩原市西那須野庁舎となる。

那須町では7月26日に開催予定の教育委員会、那須塩原市では7月28日に開催予定の教育委員会にて、協議会の結果を報告し、教育委員会による採択を行う。

採択決定後、両市町教育委員会事務局が需要票をとりまとめ、8月6日（金）には、県の教育委員会に報告を済ませる。

以上、検討をお願いしたい。

会 長： 事務局案で承認を諮る。  
委 員： 全員一致で承認。  
会 長： 承認されたので、（案）の文字を削除願いたい。

(4) 教科用図書選定委員会調査員について【資料8】

～非公開部分～

(5) 第2回採択地区協議会における調査員からの報告、協議等の日程について【資料9】

事務局： 資料9について説明。

「1 調査員からの報告方法」について

事務局： 調査員の先生方には、資料15-1～2の様式に従って、各教科書について調査研究資料を作成していただく。特別支援学級用につきましては、本来ならその資料を基に、調査研究を行った全ての教科書について、その特徴等を報告すべきところだが、審議の充実と時間短縮を考慮し、本年度、新たに加えた教科用図書についての特徴を中心に調査結果を報告するかたちを提案する。

まずは、以上のような調査報告でよろしいか、検討をお願いしたい。

会長： 「調査員の報告方法」について、意見や質問をお願いしたい。

会長： 昨年、菊地委員や他の委員さんがいらっしゃる中で、報告の仕方が委員の皆さんにとってわかりやすい形にするとスムーズに協議ができるという意見をいただいた。その形について工夫してもらえたらという意見があった。調査員からの報告方法について、事務局としては今までのやり方ということ。つまり、新しく加わったものについての報告をいただくということで、今まであるものについては新たな報告は求めないという形をとりたいということだが、よろしいか。

委員： 今まで採択されていた図書で、それが採択されなかったという図書もある。その理由については、調査員さんから説明があったので、わかりやすかった。もちろん今年もそういう形で採択されなかった理由については調査員からの説明で分かっていたのかと思う。新しく採用したいという教科用図書については提案していただきたい。

委員： 昨年までも、報告はわかりやすかった。わからない場合はその場で質問もできるので、そのような形をお願いしたい。

会長： この御意見に関して、事務局の考えは。

事務局： 過去の発表の資料を見ると、採択されなかったものも理由を添えて発表している。

新たに加えたものの特徴のよさを説明していただいた。そこを徹底して、分かりやすく調査資料を報告するようにしていく。

会長： 示された雛形に従って膨大な調査をしていくということで、調査員の皆さんは大変だが、今まで採択していたものが今回外れる場合にはなぜなのか、また新しく加わるものについてはその理由を簡潔にお示しいただきたいということ、調査員の皆さんに確認していただきたい。

「2 協議の方法、日程について」事務局から説明。

事務局： 資料のとおり。まず、調査員の代表により、それぞれの教科について調査結果の報告を受ける。報告終了後、質疑応答の時間をとるので、質問等があったら、そこをお願いする。

質疑応答が終わったら委員全員で協議を行い、両市町の特別支援学級で使用する教科用図書としてふさわしいと思われる全ての教科用図書について選定していただきたい。

当日、実際に教科書を御覧いただく時間があまりないので、6月1日から始まる教科書展示会に足をお運びいただきたい。

以上のような日程でよろしいか、御検討をお願いしたい。

会長： ただいま、事務局から提案のあった「調査員の報告方法」「協議の方法、日程」について、意見や質問があったらお願いしたい。

会 長： 承認を諮る。  
委 員： 全会一致で承認されたので（案）の文字を削除願いたい。

(6) 令和2年度決算報告【資料10】

事務局： 資料10の説明  
事務局： 決算報告及び監査より監査報告を実施  
会 長： 決算報告、監査報告について質問・意見を承る。

委 員： 支出の部の事務費について、予算額を大きく上回っている支出になってい  
ますが、内容をお聞きしたい。

事務局： 令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、Zoomで行う部分もあ  
った。スピーカーやデータのやり取りの手段としてのUSBを調査員分購入  
した。

会 長： リモートで行うために新たな機材としての購入があったということ。

会 長： 令和2年度決算報告について承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認。

会 長： 決算報告については承認された。

(7) 令和3年度予算（案）について【資料11】

事務局から説明

事務局： 昨年度から収入を減らした主な理由は、調査員が大幅に減っていること。

会 長： 質問・意見を伺う。

会 長： 承認を諮る。

委 員： 全会一致で承認。

会 長： 全会一致で承認されたので、（案）を削除願いたい。

(8) その他

副会長： 中学校の社会科の教科用図書で昨年度通らなかったものが今年度通る場  
合の扱いは、どのようになるか。

事務局： こちらの協議会で扱う予定はない。県が調査している状況。県からの調査  
資料をもとに、市町教育委員会でお諮りいただければと考えている。

副会長： 県教育委員会か。市町教育委員会か。

事務局： 各市町教育委員会で、県の調査資料を元にお諮りいただきたい。

委 員： 今年度改めて検定を通った教科用図書については、それを採択することも  
可能。（調査資料を受けて）、昨年度かなりしっかりとした調査を経て、社会  
の教科書が決まった。それを上回るものかどうかについては、現時点では先  
日見本が届いたところ。県からの調査もまだの状況。

実際、中学校では今年度その（採択された）教科書でスタートしている。  
それらに鑑みると、県の報告を受けた上で、各市町教育委員会の定例会で、  
それを上回るものではないという承認を得られれば、新たに変える必要はな  
いという判断となる。

副会長： このままスルーしてしまうわけにはいかないと思ったので発言した。その  
ような選択の流れを経ていればよいのではないか。

委 員： 教科書展示会についても、展示制ということで、可能な限りそちらでも実  
際に見て確認していただきたい。



会 長： しっかり展示しているので、スルーせずに（新たに通った教科書の）その存在を確認した上で、昨年度の決定事項を準用していければよい。

会 長： 以上で審議事項は終了。スムーズな進行に対する御協力に感謝。

## 7 その他

(1) 令和3年度使用一般図書採択一覧表について

事務局： 各小・中・義務教育学校用で、使用されている教科用図書の一覧表である。

(2) 令和3年度使用特別支援学級教科用図書採択一覧表について

事務局： 「資料13-1」からは、特別支援学級用で使用されている教科用図書の一覧表である。

(3) 令和4年度使用教科用図書採択希望調査票について

事務局： 実際に使用する学校の意見や希望を反映させながら、公正、適切な教科用図書採択をするため、採択地区内、特別支援学級を有する小・中・義務教育学校に採択の希望調査を実施。

この後、様式を各学校に送付する。先ほど承認いただいた日程に従って、希望調査を行う。

(4) 令和4年度使用教科用図書調査研究資料について

事務局： 本年度、調査員の方に作成していただく研究資料の様式である。調査員の方に、1つの教科用図書につき1枚、研究資料を作成していただく。

(5) 令和4年度使用教科用図書採択の基本方針等について

事務局： 県の第1回審議会における教科用図書採択の基本方針である。

(6) 令和4年度使用教科書の採択及び採択事務処理について

事務局： 教科書採択について、文部科学省から出されている各種通知を配布させていただいた。この通知に従って、採択事務を進めていく。詳細は後ほどご覧いただきたい。

## 8 閉 会

事務局： 以上で、第1回那須塩原市・那須町採択地区協議会を閉会とする。

この会議録は、事実と相違ないことを署名する。

議事録署名

那須町教育委員会学校教育課長

鬼澤 努



那須塩原市教育委員会学校教育課長

田崎 建文

